

平成22年度第5回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録

- 1 開催日 平成23年2月8日(火) 10時～12時
- 2 開催場所 宝塚市上下水道局3階 第一会議室
- 3 出席者 委員7名、事務局2名、政策室職員2名、健康長寿推進室職員3名
- 4 議事
 - (1) 報告事項
 - ア. 「平成21年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について(答申)」について(報告)
 - イ. 平成22年度実施予定のパブリック・コメント手続の経過について(報告)
 - (ア) 適用除外規定により手続を実施しなかったもの(1件)
 - (イ) その他の手続
 - (2) 意見交換
 - ア. パブリック・コメント制度の活性化に向けた対応策について
 - (3) その他
 - ア. 平成23年度パブリック・コメント審議会の日程について

- 事務局 (事務局あいさつ)
- 会長 今日はお一人傍聴の方が来ておられる。公開の審議会なので、よろしく願います。委員のうち、お一人が交代されている。委員紹介からお願いしたい。
(事務局より新委員紹介。会長以下各委員紹介。)
- 会長 議事に入る。まず報告事項の「平成21年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について(答申)」をすでに出しているが、これについて報告していただく。
- 事務局 「平成21年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について」の審議をお願いしていた。答申案については昨年11月18日の第4回審議会において内容の協議をしていただき、会長、副会長のご指示のもと、事務局で文言の整理をさせていただいた。改めて委員の皆さんにご意見をお伺いし、結果としては特に意見が出なかった。平成22年12月2日付けで審議会から市長あてに答申書を提出させていただいた。
- 会長 この件について何かご意見ご質問はないか。最終答申文になるまで随分と議論していただいて、加筆修正により無事答申できた。
2つめの「平成22年度実施予定のパブリック・コメント手続の経

過について」ご報告をお願いします。

○事務局 22年度当初に今年度の実施予定の案件のご案内をしているが、現時点での状況・経過について報告させていただく。

まず1点目に、「適用除外」により手続を実施しなかったものが1件ある。担当部局の職員が今日来ているので後ほど改めて説明させていただく。内容は、新たなスポーツ施設等の整備についてである。

その他に手続が何件かある。(22年度当初に実施予定であった9件の案件の経過・状況について資料に基づき説明。)

○会長 この件につき、何かご意見・ご質問はあるか。

○副会長 「意見募集を終え」と書いてあるが、意見募集の期間を明記しておいてもらったほうがよかった。結果報告が遅れているのかどうかわからない。

○委員 地域福祉計画は、平成16年度から22年度までの7ヵ年計画であり、23年度から新計画が始まらなければならないのに、まだ計画が出来ていないということだと思う。たしか前年度にもそういう案件があった。タイムスケジュールの管理がルーズじゃないかとパブコメの評価でしたと思うが、そのあたりは担当課からどういう説明だったのか。

○事務局 今回の計画は平成22年度で終了するが、まだ新しい計画が出来ていない。担当課から詳しい事情は聞いていないが、策定に向けて取り組んでいるということである。

○委員 出来ていないということは、計画が出来るまでは宝塚市には福祉計画はない、ということなのか。市の計画は最終的に都市経営会議にまではかっているということだが、都市経営会議側でもこれでよしとしているのか。以前、障害福祉計画は国の政策が遅れてパブコメできなかったということがあったが、何か遅れる理由があったのか。全体がルーズな印象を受ける。計画がブランクになることに市としてはどう考えているのか。

○事務局 なんらかの措置が講じられるはずである。計画内容を延長するだとか、前年度の計画内容を引き続き踏襲するだとか、なんらかの方法があると思うが確認できていない。

○委員 確認しなくてもいいのか。

○事務局 次期の地域福祉計画がどこまで策定されているか、詳しく確認はしていない。審議会では、パブコメが予定された案件についての実施状況そのものの評価をいただくものである。本来であれば、今年度に予定通り実施されていれば、次年度に評価していただくというのが審議

会の役割である。予定のものができていない、どうなるのか、どこまですすんでいるのか、ということは当然あると思うが、22年度内にパブコメ実施はかなわないようである。ここでいただいた意見は、担当課のほうに伝える。

- 委員 他に上がっているもので、今年度こういう例はあるのか。
- 事務局 農業振興計画が、次年度に実施予定である。
- 委員 この計画も23年度にはできていないといけないものではないのか。
- 事務局 当初22年度に実施を予定したものであるが、先ほど説明させていただいたとおり、TPPへの参加方針への国や県の対策が決まらない中で、策定できずにいる。
- 委員 この計画自体は今はないのか。新しい計画なのか。
- 事務局 今現在もある。そのリニューアルになる。
- 委員 地域福祉計画についても、社協の5ヵ年計画を作っている最中であるが、社協は来年度からの計画を一生懸命作っているのに、本体がこんな状況で、なんだかちぐはぐだ。もう一つ意見を言わせていただくと、結果について評価すると言っても、例えば30日やらなかったという結果を指摘してもそれが次年度に反映されていかない。誰も管理していないのではないかと言える。広聴相談課も、来たものを右から左へ流すだけなので、誰かがコントロールするべきだ。答申しても、たちまちまた同じことが起きているようでは意味がない。年度途中でもチェックできるような形にしてもらわないといけない。
- 委員 事務局の仕事というものをもう少し理解してもらわないといけない。予定としてあがっているものが出ているのであれば、担当課から理由を聞いた書類を取って審議会委員に見せるようなことをしてほしい。今までの経過を見ていると、事務局は両方から言われたことを伝達するのみのようだ。独立した一つの機関として、事務局の機能をまっとうしてほしい。
- 事務局 広聴相談課は、審議会の事務局とパブリック・コメント条例の運用管理を本来の仕事としているので、パブリック・コメント手続自体の進行管理については年間を通じてきちんとやっていきたい。ただし、各課の計画策定の進行管理は、パブコメの手続上の管理とは別になるので、そこは必要に応じて聞くことしかできない。
- 委員 いきがい福祉課の都合でできなかったのであろうが、この政策は市の政策であって、それについて遅れている理由を広聴相談課が把握できていないということは、都市経営会議でも把握できていないということだと思う。計画が遅れていることについて、宝塚市長以下が管理

できていないのではないか。これは前年度のパブコメ答申でも指摘しているが、そのへん考え方を伺いたい。

○委員 社協で一生懸命計画を考えているが、市の動きが見えてこない。前回この計画を立てたときは、多くの地域のコミュニティの方々にもいろんな働きかけがあってみんなで考えた記憶がある。今回これだけ市の動きが見えていない。市長も車座集会などやっている場合ではない。23年度から何をどうするのか、役所の中でもっとすべきこと、考えるべきことが放っておかれていると思う。

○委員 福祉の窓口でも、同じ問題について聞いても、担当職員ごとに考えが違ったりしていて統一していない。ある問題について、何度も改善をお願いしたが聞いてもらえず、一度市会議員をお願いしたらとたんに改善されたりした。

○会長 今のお話は福祉政策そのものになっているので本論から外れているので、止めておいて欲しい。パブリック・コメント制度の活性化に向けた対応策を後程協議したい。

宝塚市地域福祉計画と、宝塚市農業振興計画の2点については次年度に実施するべく時期をずらしますということ。農業振興計画についてはTPPに伴う環境変化があったということでみなさん了解された。地域福祉計画については、外部的環境要因は特段ないので、なぜこれが延期になるのか疑問がでた、ということ。これについてはまた次でもかまわないので答えていただけたらよい。広聴相談課が直接答えられる範囲を超えていると私も思う。しかしながら、市の様々な計画のうち、総合計画と言われる基本構想と、それを受けた基本計画、それを受けた実施計画と、3層構造になっている。その実施計画にあたるのが各部門別のこういった「福祉計画」などになると思う。市における総合計画以下の各分野別の基本計画、様々な指針等はいったいどういう体系になっていて、拘束的計画なのか非拘束的計画なのか単なる理念目標を掲げただけの指針のようなもので、計画に抵触したところで何ら問題はないというふうに進めていっているものなのか。拘束といっても財政規律上の拘束をかけるのか、政策評価的拘束をかけるのか、管理職の人事評価上の拘束をかけるのか。いろいろな拘束のかけ方がある。計画を実行させるための拘束性はいかなるものなのか。これを次回の審議会でも調べて答えてください。そうすれば今の疑問に対して答えが出ると思う。たぶん、この宝塚市地域福祉計画は非拘束的計画なので、計画が無くても動くのだと思う。

○事務局 地域福祉計画についての状況は、担当課のほうでこの場で説明が出

来るかどうか今確認している。

- 会長 一旦全部そうざらえして、今言った拘束性の分布状況、基本構想以下の計画の体系図を出してしまったほうがみなさん納得されると思う。では次に適用除外にした分の説明をお願いします。
- 政策室 (伊藤忠商事グラウンドの取得及び整備についてのパブコメをしなかった事案について説明)
- 会長 これについてご意見・ご質問がありましたら。
- 委員 この件は取得にいたるまで市議会で決定していて、案件としてはもう終わっているものなのか。(市) そうである)。ここで言う「今後の進め方」というのはパブリック・コメント手続的には関係のない部分だと思う。パブリック・コメント手続を省略する場合には市民の意見を聞かないといけないということで1月から意見を聞いているということなのか。パブリック・コメント審議会としては、パブコメ手続を省略して議会が決定するまでの間にどこかで意見を聞いた、ということがあったのか、そこが聞きたい。パブリック・コメント審議会としてはそこができたかどうか大事。
- 政策室 条例の5条3項で「パブリック・コメント手続以外の方法で市民等の意見を聴くよう努めなければならない」これに基づいて何をしたかという話だと思うが、時間のなかで判断をする必要があったので、十分なことはできていない。8月末に県に取得の意向を表明する前に、市議会の各会派に状況説明をしておおむねその時点では意向は事前には確認したことが1点。また、9月の下旬にコミュニティ雲雀の会長と直近の2つの自治会会長に市の意向を説明した。会長からは「住宅になるよりは取得してもらったほうがよい」という意見はいただいた。何をしたかというとその2点である。
- 委員 決定事項ということだが、当該地以外の人ほとんど知らない。坪単価が2万2千円ということだが、その土地の状況がわからないので高いとは思わないが、そのへんについて説明して欲しい。もう1点は、スポーツグラウンドとして使うということだが、市民からしたら距離があり、利用がしにくい環境にある。もっと中心的なところのほうがいいんじゃないかということ。
- 政策室 今回の取得は「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて市が横取りをする訳である。その場合には法律の中で公示価格に基づいて土地価格を決めなさいとなっている。その手順に沿って取得をした。崖地もたくさんあるし、急傾斜地であるなどのマイナス要因を加味した結果、4億5千万円という数字になった。

また、用途はスポーツ施設と東の端でアクセスも悪い中で、どのような使いかたをするのかということだと思うが、取得した大きな理由の1つに、宝塚市はスポーツ施設が足りない。野球グラウンドは市内で1面しかないが、類似団体で見てもだいたい5面くらい持っている。テニスコートもだいたい20面くらい持っているが、宝塚は12面しか持っていない。スポーツ関係者からは施設の整備をして欲しいという要望が、かねてから強くあった。末広中央公園もスポーツ施設にして欲しいという要望もあったが、防災公園にした。そういう経緯があって住みわけのできるようにしようと。今の小浜のスポーツセンターで野球をするのにあふれたかたが伊藤忠グラウンドのほうへ回る。あるいは小浜は子ども達が使って、大人は向こうを使う。そういう使うわけができるのではないかと思っている。23年度は試験的にそういう運用を試みようかと思っている。24年度からは本格的な利活用を考えている。

○委員

宝塚市の場合は市民会館すらない。必要なものがないのに、お金がないと言って作っていない。4億5千万円の使い道としてこういうスポーツ施設が必要なのか。それよりも多くの市民が利用できるもののほうがよかったのではないのか、この4億5千万円の有効活用という問題については疑問の声がある。もっと一般市民が望む施設を本来は優先するべきではなかったのか。

○政策室

そういったご意見はたしかにちょうだいしている。取得した理由は、まず1点はスポーツ施設が圧倒的に足りない。それに対する市民ニーズが高かったこと。2点目にこの場所が緑に囲まれているということで、これが民間企業に売買されると戸建の住宅開発をするのでここで乱開発をされることは目に見えていた。この自然環境を確保したかった。また災害時に自衛隊の緊急ヘリ置き場になっていた。こういったものも残しておきたかった。3点目の理由は、きずきの森と隣接しており、そことの連携ができるであろう、ということ。4点目にこの4億5千万円という価格が、市としてはリーズナブルなものであると判断した。その4点の理由から取得した。他の公共施設のほうがよかったのではないかとされるが、ここの取得を逃せば2度と手に入るような土地ではなく、総合的に判断したうえで取得している。

○委員

現場での説明が十分でなかったことについて、議会や市長あてに異論が出されていると聞いている。取得の時期がせまっていたのでパブコメをせずに判断をした。条例によれば、こういう場合には市民の意見を聞く機会を設けるべきということになっているが、それをやった

上で議会にかけたのか、やらないで議会にかけたのか。議会でも、趣旨とか金額とか精査した上で予算の執行を認めたわけである。条例に違反をした取り扱いをして議会にかけて決めたのか、一応聞いた上で手続きは緊急だからできるだけのことをした上で議会にかけたのか。聞いているひまもないから言わないで議会にかけて決めたとなると条例違反である。

○副会長

ここは土地を買ったという実態がいいのか悪いのかを審議する場ではない。計画変更ならパブコメにかけないといけない。文化施設等が足りないということであるが、計画で今後どのような順序で整備をやっていくのかという点にあると思う。今回、お金が伴うものとして直ちにパブコメにかける、というのが奇異に感じたが、条例を読んでみたらそういうことになっている。今回の場合計画の変更なのかそうでないのか、計画に従ってやっていることなのか、そのへんどのような形で市政を遂行しているのか。まず計画があるはずである。土地などたまたまいいものがあったら計画を無視して買うのか。今回のこの問題がパブコメの問題なのか疑問である。計画変更なのかどうかの問題である。それと公の施設なので、今後どう管理するか条例を作っていかなければならないが、その条例はパブコメにかけないといけないことになる。

○委員

それと、議会での議論が十分なされたのか、というのも問題である。

○政策室

市議会には予算という点と、財産の取得という点で、二段構えの審議をする必要があった。それは十分したつもりである。総務常任委員会に付託されたが、現地の施設の視察等したうえで、11月末～12月中旬まで審議したうえでの決定である。通常とるべき手続きは、市議会のほうにさせてもらった。8月の公拡法で手を上げる事前には全会派を回って説明した。そのときには大多数の会派から賛同を得られた。

○政策室

市としては市民等の意見を聞くということについては、十分ではないかもしれないが、市議会と自治会長などの声も聞いているので、事前には意見を聞くことに努めたと認識している。ただ、財産の取得ということに関してパブコメになじむのかどうかということが内部であった。相手との交渉なので、取得するのかもしれないのかをすぐ判断する必要があった。

○副会長

問題は、計画の変更なのか、計画どおり市政がなされているのかどうかであると思う。計画についてはパブコメしているはずだから、それに基づいてちゃんとやっていたら、議会で十分検討されればすむ話

である。今回のこの判断というのは、パブコメ審議会の問題ではない。計画の変更だったらやらないといけないが、計画とか条例とか規範の問題であって実態的にこの施設を購入するのがよかったかどうかをここで議論する問題ではない。このへんで会長にまとめてもらえればいいのでは。

○会長

率直に言って今回の件は条例上違反しているわけではない、妥当な行動をとっておられるとしか言いようがない。しかしパブリック・コメントの趣旨から言うと、こういった大きな政策の決定とか変更、結果的に外部環境の緊急変動にともなってぐらっと揺れるような時に、どこでパブコメ的に担保するのかという課題が浮上した。もう一つ大事なことは、計画的に行動しているわけではなく、無計画に行動しているという疑いが出てくる。そのときの最終判断とか行動判断はいったい誰が責任をとるのか。誰がイニシアチブをとるのか。そのモチベーションが見えない。なのでこの各委員がなんとなく不安に感じている。パブリック・コメントという制度があることによって市民が参画し間接的な民主的な熟議とコントロールが作動しているとみんな思っているがこの事例は見事にそれが作動しなかった。土地が降ってわいてきた。さあ動こうということでパッパと動いてしまってみんな後から聞かされていると。こういうことが次々起こってくるのか。それではちょっと困るよね、ということからもう一回この制度を軌道に戻すならば、この行動がどういう基本構想・基本計画に基づく行動なのかが問われる。

○政策室

スポーツ振興計画という分野別の計画があるが、その中では「新たなスポーツ施設の整備」というのは項目として掲げているので、それに沿って行動した、ということと言える。

○会長

それに基づいて行動した、とすればいいのではないか。本当に「新たなスポーツ施設の整備」という項目があった、というのは今回すくいである。なんにもなければ無計画な行動になってしまう。私も思うが、この土地で4億5千万円、建物に関してはほとんどただ、これは買い物だと思う。これをほったらかしていたら乱開発の対象になる。それを食い止めたという意味でもいい判断だったと思う。ただ、これだけ重大な判断を、いったい誰が提案し、誰が決断し、誰が議会に送れというのかというと、やはり市長であろう。そこに「なんでも市長が決められるのか」という問題も出てくる。市長といえども計画に対し規律的に行動してもらわないといけない。総合計画は団体意思で決めたものであるから。市長が勝手に決めたものではない。基本構想は

全部議会で議決をとって、団体としての宝塚市の基本指針になっているから、やはりそれに基づいているものなのか、チェックをかけないといけない。今回は結果オーライだが、様々な条例上の穴があるなどということと、宝塚市側においては意思決定に関する透明性、規律、ルールがまだ職員個々人の正義感とか突発判断に委ねられているということが露呈した。

○委員 4億5千万円はとらまえかたによっては大きな額である。それがスポーツ振興計画にちゃんとあるならちゃんと基金として担保されているのか、一般財政のほうに影響しないのかそういう問題は言及すべき問題である。

○会長 ただこの審議会ではその立場ではない。議会で議論してもらうことである。

○委員 少なくとも事前にもう少し市民に情報を提供するという義務はあったのではないかと思う。

○委員 今市民から出ているのは、今回の取得について再度議論しなおせ、という意見である。住民の意見を聞いていない、疑問がたくさんあるまま議会在が決めたとすることで再審議しろという、議会在の抗議文が出ていると聞いている。「パブコメをしないなら市民の意見を十分聞く」ということになっているが、今回パブコメを省略した時点で意見聴取は十分であるわけがない。十分でないことをどこで補うかであるが、そこは市議会在で論議してもらって、きちんと審議したのならしたということを経会も市も表明しないと市民が混乱する。課題は課題できちんと整備して、あたふたしない対応をぜひして欲しい。

○会長 この件についてはこの程度にしておく。市議会在でもう一回審議というがこれは無理である。もう結論が出てしまっている。あとは市民が評価をする。

それでは先ほどの「福祉推進計画」の説明をしていただくために、健康福祉部にお願ひする。

○健康長寿推進室 (地域福祉計画の策定が遅れている件について説明)

○会長 これについては22年度中に策定できない理由が知りたいということだったが、それは今おっしゃった話につけるわけですか。今おっしゃったのは地デジの件と高齢者の住宅火災警報器、民生委員の一斉改正などの業務により、できなかったと。計画の中身に折り込む内容についての外部要因ではなく、計画策定に裂くべき労力がそちらにつかわれたということですね。

2つ目の質問として出ていたのは、この地域福祉計画は拘束的計画

ではなく、理念的・目標的計画なので、別に計画などなくても命に別状はないのだと、ということなのか、そのあたりを聞きたい。

- 健康長寿推進室 地域福祉計画は、高齢者の計画、介護保険の計画、子どもに関しては次世代行動支援計画、その他障害者の計画や個々の当事者を対象とした個別計画を包含したような理念的計画である。個々の福祉サービスの計画だけではなく、地域のコミュニティに関するような協働の理念といったことも要素として加えたものである。実際の行動については個別計画のほうで実施されることが多いが、地域という視点で方向性を定めたものである。まったく不要とは考えていない。協働の指針や社会福祉協議会が持つ計画などと連携して行う部分が整理上必要であると思っている。遅れてはいるが、第2期の計画策定は必要であると思っ、その方向で進めている。
- 会長 地域福祉計画を作らねばならない法的根拠はどこにあるか。
- 健康長寿推進室 社会福祉法第107条に地域福祉計画の策定というのが規定されている。
- 会長 法に基づく法的計画ということ。ではその地域福祉計画の中にさらに小計画が入ってくると理解していいのか。
- 健康長寿推進室 地域福祉計画というのは、当然市の計画の中には総合計画がある。総合計画の中で地域の視点、福祉の視点というところを取り集めた理念的計画であるので、位置づけとしては市の中でも総合計画と個別計画の中間的な計画になる。
- 委員 地デジとか、火災警報器とか、当然予想されていた問題であって、要するにマンパワーが足りなかったということだろうが、宝塚市長以下全体の問題である。こんなことでいいのか、という感想はある。計画全体が遅れているからパブリック・コメントも遅れているということだが、審議会委員としては市民との協働という面から見ると納得しにくい。
- 委員 法律に基づいてやる計画なら、今説明された理由は理由になっていないと思う。計画的にできていなければおかしいものである。本来の業務を遂行していないということになる。ほんとうにできないのであれば、できませんということを書面で事務局に提出する、こういう場で説明する必要があると思う。
- 委員 計画は全く進んでいないのか。
- 健康長寿推進室 地域福祉計画の大上段の総合計画も策定され、要因的に関係する個別計画も策定された中で、一人の人間がそのあたりの全部の計画に携わりながら集中しながら策定する必要があったのだが、次々にくる業

務に手を取られて、民生委員の方たちが来られるまでは集中した時間がとれなかった。現時点では他の計画との整合など調査しながら、計画の構成や目標と施策体系など案的なものは作っている。今日も議論する予定で、4月の早い時期にはできる方向ですすめているところである。

○会長

この問題についてはこのくらいにしておきましょう。ただ計画の全体系とそれぞれがどういうふうに拘束性を持っているのか、市民との契約として担保性を持っているのか、一度総チェックする必要がある。宝塚の総合計画は、基本計画部分に達成目標数値は入っているのか。基本構想といたら「10年後はこんなまちにしたい」というものだがその下の基本計画の部分。神戸市などは、基本計画レベルに各項目ごとに4～5つ目標数値を掲げている。それを受けて個別計画も全部目標数値設定するのが流れになっている。目標数値設定をしていないのが理念的計画。どのくらい達成したのか数値に落としていくのが今の流れである。数値を入れておくと、みんながそれに向かいやすくなる。言葉だけの計画案ではだめだという時代である。そこを総合計画ではどのくらい担保しているのかに関心がある。

それでは意見交換「パブリック・コメント制度の活性化に向けた対応策」を考えていかなければならない。事務局案もいただいており、飯室委員からも提案をいただいている。みなさんのご意見を聞いて中味を深めていきたい。

○事務局

(事務局案の説明)

○会長

前回までの審議会に出てきたご意見を会議録をもとにしてピックアップして整理したものである。それ以外に事務局の提案も入っている。意見をまとめてくれた委員に説明してもらう。

○委員

事務局案はかなり具体案だった。(1)職員に対し徹底(2)システム化(3)結果に対し分析、の3点は前回会長がまとめた論点をそのまま書いた。委員の方が以前出された文章や、私が以前出した文章を付け加えていくと(4)市民への周知(5)改善(6)取り上げる内容の工夫、追加(7)議会の参加という話が出てくる。事務局案はこの中の(4)(5)あたりに集中していて、(1)(2)(3)(6)(7)のあたりが論議に入っていない。

(1)職員に対してでは、市役所全体がパブコメが何なのかを共有する必要がある。(2)システム化というのは、全体を誰が管理して誰が判断して抜けている部分を誰がチェックするのかというルールが明確になっていない。(3)結果に対しての分析で、意見が1件だけだった

とか、90件来たとか、その分析や反省が必要ではないか。(6) 取り上げる内容の工夫、追加については、もう少し柔軟にやってもいいのではないかという論議もあった。(7) 議会の参加については、議会基本条例をつくらうとしていて、4月に議会は選挙があるので今年度中にこれは片付けたいということで、制定しようとしている。その中で我々がパブリック・コメントの中で実施機関に議会も入れようとしたが、議会は基本条例を作っているからその結果を見てから、ということで市の執行機関のほうが条例案から削除し、見守ろうと言っていた。しかし議会基本条例本体を見ても、パブコメをすることは入っていない。そのあたりは条例案を削除した執行機関にこれでいいのか聞きたい。副会長からご指摘があったが、今回市議会報「かけはし」の一番下に、議会基本条例(素案)に対し直接意見を聞きたいと書かれている。どうもこの手続はパブコメの手続と同じ方法で意見を求めているふしがあるが、よくわからない。議会基本条例本体にはパブコメをやるとは全く書いていない。条例改正時の論議を蒸し返すことになるのかもしれないが。

○会長

(4) 市民への周知(5) 改善、については事務局案で詳しく網羅してくれているが、(1) 職員に対し徹底(2) システム化(3) 結果に対して分析(6) 取り上げる内容の工夫、については抜けているのではないかということだった。これについてはもう少し議論する必要があるのではないかと思う。(7) 議会の参加、については議会基本条例の中にパブリック・コメントをする、ということを入れてくれるかと期待していたが入っていないと。にもかかわらず、「かけはし」に今後の予定で「市民の意見を公募」と書いてある。これはパブリック・コメントなのではないかと。何を根拠としてこの意見公募するのか。やっていることはいいことだが、この意見公募ってどの条例を根拠としてやっているのかということ。

では(1) 職員に対し徹底(2) システム化(3) 結果に対して分析(6) 取り上げる内容の工夫、追加についてなにかご意見あれば。

○委員

本日のように担当課の方が来られてご説明いただけるようなことはなかった。こういうことを頻繁にやっていたら、扉が開かれていくように思う。

○会長

例えば年に1度計画を持っている各課の一斉ヒアリングをかけることも考えてもいいかもしれない。

○委員

どの項目に入れたらいいのかわからないが、「役割」という考えが抜けているように思う。審議会の役割、事務局の役割、行政の役割。こ

れはきちんと考えてほしい。

○会長 パブリック・コメント条例上は位置づけが明確になっているように思われているものの、実態的には認識されていない。広聴相談課長が審議会の事務局長として各課に話をしても、広聴相談課長が横から横槍入れにきているだけ、邪魔しにきているだけ、と思われる雰囲気になっているのではないかと思う。審議会に対して忠実に仕事をすればするほど、役所の中で浮いていく、その中で苦しめられているのではないかと。そうであれば、もう少し役割をはっきりさせないといけない。

○委員 それは（２）システム化の中に入るのではないか。

今日の担当課の説明を聞いても残念なのは、最終的には現場で作った人が悪かったから、ということになる。これでは組織的な行動ではない。最終的な都市経営会議まで目を通しているのだから、どこかで修正できるような仕組みが必要。

○会長 結局、計画行政の科学性もしくは権威、計画担当能力が問われてくると思う。それがとても大事なことだと職員集団が認識していたら、仮に広聴相談課長が審議会事務局長として担当課に聞きに行っても、「何か私たちミスしましたか？教えてください」くらいの対応ができるはずである。「なんでこっちの仕事にちゃちゃ入れるんや」という雰囲気になっているのだとすれば、計画行政になっていないということである。

○事務局 伊藤忠グラウンド購入のパブコメをしなかった件については、12月の議会に提案されたもので、担当課から今回の審議会に出て説明したいと言ってきた。これも総合計画のパブコメをする際に概要版を付さずに行ったということで指摘されたことが、一つの薬になったという言葉は悪いが、契機にはなっていると思う。そういうことを経験しないとわからない、では困るので、職員への徹底ということについては、具体的・効果的な方法を考えていかないといけないと思っている。

○会長 一委員として提案したいが、この方面の権威でいらっしゃる副会長にお願いして全管理職対象に研修してもらいたい。この条例の学習会ということでやってもらったらそれだけでも効果は違うと思う。その中で条例の趣旨とか手続を説明してもらったら、かなり認識も高まると思う。宝塚市のまちづくり条例の基本原則である「参画と協働」を実体化するための条例がパブリック・コメント条例なのである。市は「参画と協働」をいやがってないかと、もういちど問わないといけない

い。どうもそのズレがある。そういう研修を新年度お願いしたい。西宮など、全管理職対象に参画と協働の条例についての研修を私がした。もっとつっこんだのがこのパブコメ条例である。パブコメに関する研修はする必要があると思う。どうも宝塚の職員はパブコメを情報公開制度の一環だと受け止めているようである。市民にあんまり参画・協働してもらいたくないと、意見の件数が出てもらっては困るという雰囲気はまだ残っているような気がする。

○委員 市民も発言をしないといけないが、行政のほうの意識改革をお願いしたいと感じる。

○委員 今まで行政は自分たちの思ったことをやれる範囲内でやって、議会に出すものだけは議会に出せばいいとして、市民不在の行政でよかった。それが時代の変化とともに市民の参加が必要になってきたのに、数十年意識改革できていない。今後、パブリック・コメントは、具体的に対応していかないといけないが、一つは講習会を実施すること、もう一つは例えば事務局長が書類を出す場合に、会長と事務局長の連名で出すだけで、どれだけ回答が違ってくるかそういうことも考えていくべきではないか。それが役割分担を考えることにもなっていく。

○委員 第4次障がい者施策長期推進計画のパブリック・コメントの1枚目に書いてあるのが「意見募集」という言葉。パブリック・コメントだと書いていない。これがパブリック・コメント条例に基づく意見募集ということが書いていない。21年度実施分も、書いてあるものとなないものが半々だった。各担当課のほうもパブリック・コメント制度に対しての認識が均一ではないと思う。市民のほうも置いてあってもこれがパブリック・コメントかどうか気が付かない。「意見募集」という言葉だが、意見募集にもいろいろ方法があってその1つがパブリック・コメントである。意見募集＝パブリック・コメント、それがあたりまえだという思いが担当課にはある。パブリック・コメントがなかなか認知されないのも、こういうところにも原因があると思う。発信する側がきちんと認識できていない。ぜひそういう講習をしてほしい。「形式を統一する」ということになると思うが、一目見たらパブコメと分るものにする必要がある。まず意識の問題であると思う。

○会長 (1) 職員に対し徹底 (2) システム化 (3) 結果に対して分析、これらは一つの固まりになっている課題だと思う。今出たような研修の徹底、会長名での審議会としての指示・依頼等の援護射撃など、実施していいと思う。結果の分析については毎回毎回課題となっているが、してこなかったわけではない。年々事態が進化するとともに発展

してきているから、毎年分析していかないとだめ。去年まで反省したこと、去年まで課題として出したことが解決していたら、今年は今年でまた出てくる。

(6)の取り上げる内容の工夫、追加というのは、広報に取り上げる内容のことか。

○委員

パブリック・コメントで取り上げる内容は条例で決めたが、お金の問題とか、例えば計画があるとするというのではなく、ちょっと意見が聞いてみたい、というようなことでもパブコメしていいのではないか。その辺を幅を膨らませればいいのでは、ということ。条例で決めてはあるが、このへんを市長に意見書として出してもいいのではないかということ。

○会長

パブリック・コメント条例の守備範囲にとどまらず、この制度をよりよくしていくための奥に潜む課題を、もっと取り上げていく工夫をしてもいいのではないかということ。

今日は政策決定システムはどうなっているのか、という話も出た。計画の拘束性・非拘束性はどのくらいはっきりしているのか、という話も出た。パブリック・コメント審議会はパブリック・コメントの形式的手続きが妥当であるかどうかを判定するだけでなく、参画と協働の制度を担保した条例をおもりする審議会なので、実態的な参画と協働の中身の実効性がどれだけあがってきているか、ということについても評価・審議すべきである。なのでかなりのところまでつっこんでお聞きすることになる。

では今日のところはこの事務局案もやっていこうということで、それプラス職員への徹底などの議論をいただいた。議会に対することだが、これに関してご意見があれば。

○委員

パブコメ条例改正のときに、実施機関に議会を入れることについて、「議会は、議会基本条例の中で市民の意見を聞くことを取り入れることについて論議しているから、向こうの判断にまかせましょうという」ことになっていたのに、今回見るとそこははっきり抜けていて、期待はずれであった。審議会答申で出した意見を削除した市長以下の執行機関の方々に、今後これですむのか聞きたい。内容的には残念である。

○委員

議会はきちんと議論できる議員で構成されているのかと思う。意見募集が10日までであるが、個人的にもなにか出したほうがいいのかと思う。内容については期待できていないということだけでも伝えたほうがいいのかと思う。

○委員

議員の意見をいつも読むが、頼りない気がする。

- 委員 議会基本条例の案を読んで、なぜこんな当たり前なことをわざわざ書いているのかと思う。今さらこんな議論をしていること自体問題と思う。報酬を減らすという部分だけは、いいことだと思った。
- 委員 内容はこれでいいと思う。議員が自分たちの立場・考え方でまとめたことは評価してもいいと思う。今後市議会がどういうふうに変わっていくかは市民にとっても大事である。今までと違って市民がいろんな形で関わらなければならない時期に来たなと思う。
- 委員 かけはし203号の7ページの一番下に「自治会など市内団体との懇談会を実施している」と書かれているが、現在議会基本条例を作ろうとされていて、画期的でいいことだと思うのでこのタイミングで議会とまちづくり協議会とで話をしようと言っているが、一向に実現しない。こちらから働きかけているのにやろうとしない。「市民と話す」とか言いながら、まちづくり協議会というのも一つの大きな住民の団体なのに、そこへの働きかけの視点がないこと自体、なにが市民と協働かと思う。「市民の意見を聞く会」は団体ではなくて、直接市民個人に聞きたいということだと思う。そういう意味では「市民と話す」の本気度は疑わしい。
- 副会長 かけはしの「今後の予定」のところで、2月中旬に「条例案に対する市民の意見を公募」となっているが、こちらこそがまさにパブリック・コメントに基づく意見募集になる。だから今回載せられているのは案の案みtainなもの。だから「条例案への意見公募」で議会もパブコメしろと言ったほうがいい。議会は結構条例を作ってきたと言っている。やはりパブコメがあったほうがいい条例ができるのではないか。市の職員からも意見が出れば、運用しやすい条例になる。市議会提案の条例も、パブコメにかけて欲しい。
- 会長 「今後の予定」の①「市民の意見を聞く会」というのは公聴会のことだと思う。②の「市民の意見を公募」というのもその延長版のようなもので、最後の④の「意見を公募」というのがパブリック・コメントにあたると思う。だから実態的には議会もパブコメをされる。だが「パブコメ」と書けないのだと思う。書いたら突っぱねたメンツが丸つぶれだから。
- 委員 でも世間の流れからするとそれは外せないという認識はある。
- 会長 今日こういう話を聞いて、それぞれ思ったことがあるでしょうから、積極的にこの意見公募にご意見を出されることをおすすめする。市民意見を公募する手続きに関する支出はいったいどこから出るのか。公聴会までなら議会費として支出する根拠があるが、市民意見公募に関

する費用はどのような条例根拠があるのか。議長単独決裁でもできないことはないが。パブリック・コメント条例上、適用除外になっているはずの市議会の提案する条例が、パブリック・コメントにかけられるというのは条例に違反するのではないかと、仮に市民から異議申し立てされたらどうするのか。我々審議会は、市議会も実施機関に入れたらどうかと言ってきたのに、いやですと言ったのにそれでもパブコメやるとは約束違反じゃないのか。

○委員 しかし、市議会が削ったわけではない。市長のところで削ったのだから、議会からしたらそんなこと聞いてないということになる。とりあえず条例に市議会も入れておいて、市議会のほうで反応があったあと削ったのならわかるが。

○委員 市議会を実施機関から削除したということを議会に説明してから条例改正の審議をしてもらったということなので、議会も事情は知っているはず。しかし議会が積極的に削除したわけではない。経緯は知った上で、あえて盛り込まなかったということ。

○会長 市議会提案条例はなぜパブリック・コメントの対象にならないのか、条項を入れたらどうですか、と意見を提出すればいい。それに答えをください、と言えればいい。まさかこっちにその回答文書いてくれとは言っていないだろう。

○委員 2ページ目に「このような働きから首長を執行機関、議会を議決機関といい」という文章があるが、議決機関と言ってしまっているのか。

○会長 議事機関というのが正しい。

○副会長 結局議決することができるかどうか。地方自治法96条「議会の権限」に「議決しなければならない」とあるので、不自然ではない。

○会長 ただ「議決だけしていればいい」というものではない。議会も実は執行機能的な力をもっている。行政も執行機関だから議決がないというわけでもない。首長が専決権を持っているから。議会の権限が100%ではなく「この分に関しては行政内部の合意でいく」という力はある。ちょっと相互乗り入れになっているところがある。

○委員 パブリック・コメント条例の改正案のパブコメのとき、議会を加えることを拒否した意見の中に「俺たちは執行機関じゃない、執行機関は提案する側だからパブリック・コメントをやるが、自分たちは議決機関だから別に意見を聞かなくてもいいんだ、という姿勢が見えた。

○会長 市議会が前進されたなと思うのが、一問一答方式というのと、市長の反問権を認めたということとか、議会報告会を制度化したことなどはかなり踏み込んでこられたと思う。全国的に議会基本条例はこうい

う方向で進んでいるのでモデルはたくさんある。附属機関を設置するというのも踏み込みである。総務省は抵抗していたが、それを押し切って三重県議会が外部審議機関を作った。それ以来附属機関の設置は違法ではないというふうの前に進みは始めている。総務省は未だにうちは認めていないと知らん顔している。

○委員 議員報酬のところ「市民の客観的な意見を参考にしなければならない」となっているが、「改正するに当たっては市民の客観的な意見を参考にすることを義務付けています」というのはこれこそパブリック・コメントである。

○副会長 ただ、この条例では意見を聞いても「答えをする」とは書いていない。パブリック・コメント条例の適用を受けていないから。ここは逃げ口になっている。

○委員 出てきた意見を公表するとも書いていない。

○副会長 パブリック・コメント条例に乗せると、こういう義務が出てくるが、単なる意見公募なので、その義務がない。

○委員 こういうことを見越して、パブリック・コメントの実施機関に入りたくなかったのかも。

○副会長 しかし意見を出して「ぜひ回答が欲しい」と書いておけば回答するのではないか。

○会長 「意見及び回答内容は公表して欲しい」と、「公表できないのであれば、その理由を私に回答してください」という迫り方をすればいい。

では、活性化に向けた対応策はだいたいフレームはできた。

○副会長 事務局案で一つ矛盾するところがある。「提出意見の拡大」で「これまでの自由記述方式に限定せず」としているが、その他のところでは「意見提出用の標準様式を設ける」となっている。形式を作ると意見が出しにくくなる。メールでとなると、書式を限定すると非常に入れにくくなったりする。「意見提出用の標準様式を設ける」の部分は私はあまり望まない。むしろ委員のおっしゃられたように公募の表紙だけでも様式を統一したほうがいい。フォーマットがあったほうが職員も楽ではないかと思う。

○委員 次回もぜひこの話の継続をやって欲しい。そのときに、委員各自から意見を出してもらおうほうがいい。

○会長 活性化に向けた対応策について、次回までに各自のご提案を紙で出して欲しい。簡単でいいので。今日委員から出してもらったフレームが一番分かり易いと思うので、あれにのっとなってやりましょう。

では次回は平成23年5月19日（木）10時から。